

宮崎市国民健康保険税条例の一部改正案について

1 改正理由

会社員らが入る健康保険と同じく、国保においても出産する女性に係る産前産後期間相当分の保険税の免除措置を新たに講じることを目的に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月に公布されたため。

2 施行予定日 令和6年1月1日

3 改正の概要

単胎妊娠の場合は、出産する女性の、出産予定月の前月から4カ月間の所得割と均等割を免除する。双子など多胎妊娠の場合は出産予定月の3カ月前から6カ月間の所得割と均等割を免除する。施行予定日が令和6年1月1日であるため、令和5年11月以降に出産される方が対象となる。

【単胎の場合】4カ月間免除

4カ月前	3カ月前	2カ月前	1カ月前 免除	免除	1カ月後 免除	2カ月後 免除	3カ月後	4カ月後
------	------	------	------------	----	------------	------------	------	------

出産予定日

【多胎の場合】6カ月間免除

4カ月前	3カ月前 免除	2カ月前 免除	1カ月前 免除	免除	1カ月後 免除	2カ月後 免除	3カ月後	4カ月後
------	------------	------------	------------	----	------------	------------	------	------

出産予定日

4 対象者数・免除額の試算

- 対象者数 265人
- 免除額 所得割 7,290千円 均等割573千円 計 7,863千円

※令和4年度国保の出産育児一時金支給件数を基に試算

5 その他

- 免除額については、国 1/2 県 1/4 市 1/4（地方税交付措置）で負担するため、被保険者の負担はない。
- 令和5年12月議会で条例改正を上程する予定